



経済産業省 - ILO 「中小企業の責任あるバリューチェーン 促進に向けた環境整備」(FEE-RVC) プロジェクト

繊維産地ネットワーク協議会 第12回

田 中 竜 介

ILO駐日事務所 プロジェクトコーディネーター

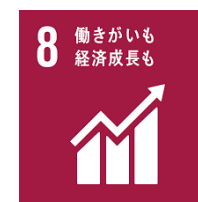
中小企業の責任あるバリューチェーン促進に向けた環境整備プロジェクト(FEE-RVC)

Date: 22 / August / 2025

- ILO – 1919年第1次世界大戦後設立
 - 1946 国際連合の専門機関
 - 1998 労働における基本的原則及び権利宣言
 - 2019 100周年宣言：仕事の未来へ「人間中心のアプローチ」
- 加盟国は現在187
- 条約勧告（国際労働基準）の策定・適用監視
- 技術協力、訓練・教育
- 調査・研究



加盟国
政府・労働者・使用者代表
の三者構成



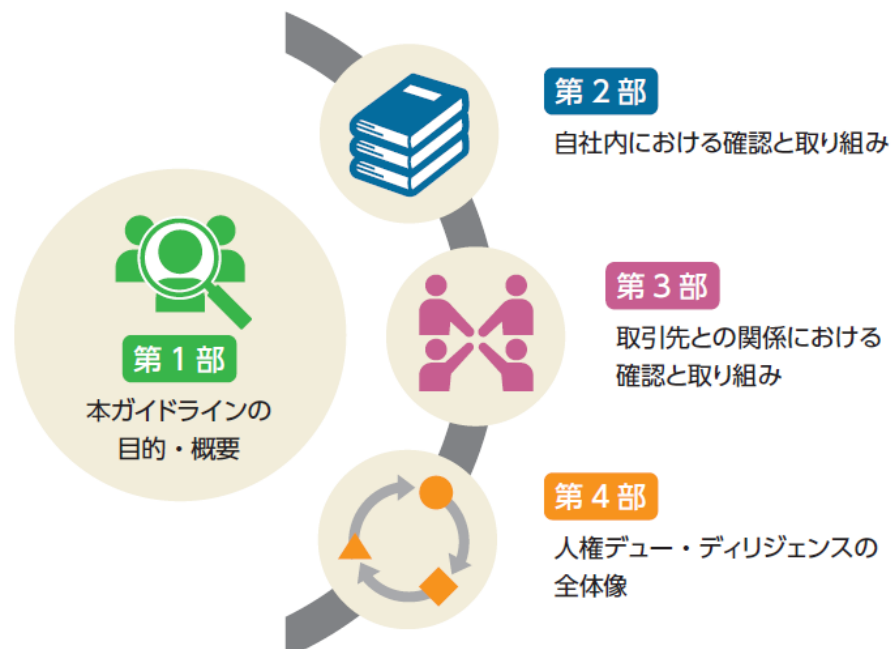
社会正義
(Social Justice)
ディーセント・ワーク
(Decent Work)

繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン(ILO支援)



参照：JTF繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

図8 本ガイドラインの構成



繊維産業における取組みの意義（企業）

図1 日本の繊維産業の現状



図7 人権尊重への取り組みに関する企業にとっての利益とリスク



参照：JTF繊維産業の責任ある企業行動ガイドライン

「ビジネスと人権」(責任ある企業行動)

人権＝人間が人として本来もっている権利
世界中どこにいても保障される



「国際的に認められた人権」である必要。

→ 最低限、世界人権宣言、国際人権規約、ILO中核的労働基準

「ビジネスと人権」＝企業活動が様々な場面で人々の人権に与える影響を踏まえて、人権を**保護**し、**尊重**し、**救済**するための枠組み。

企業は、事業活動のどこかでかかわりを持つ人権課題を見つけ、人権侵害を予防・是正し、被害者に救済の手段を提供する責任があり、これを「**企業の人権尊重責任**」という。

人権デュー・ディリジェンスとは？

事業活動における人権侵害リスクを調査・特定し、
予防・軽減・是正のために対処すること



政府ガイドライン

責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のためのガイドライン

令和4年9月
ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省
庁施策推進・連絡会議

責任あるサプライチェーン等における
人権尊重のための実務参照資料

出典: 経済産業省ウェブページ

人権尊重の取組に当たっての考え方

① 経営陣によるコミットメントが重要

人権尊重の取組は、採用、調達、製造、販売等を含む企業活動全般が対象。全社的な関与が必要です。

② 人権侵害リスクはどの企業にもある

人権侵害リスクはどの企業にもあることを前提に、
いかにそれらを特定、防止・軽減し、その取組を説明していくかを検討しましょう。

③ ステークホルダーとの対話が重要

ステークホルダー（取引先、自社・グループ会社及び取引先の従業員、労働組合・労働者代表、消費者のほか、市民団体等のNGO、業界団体、人権擁護者、周辺住民、先住民族、投資家・株主、国や地方自治体等）との対話は人権尊重の取組全体にわたって実施することが重要です。
例えば、対話を通じて人権侵害等の実態やその原因を理解しましょう。

④ 優先順位を付けて取り組む

すべての取組を同時に行うことが難しい場合は、
より深刻な人権侵害等から優先して取り組みましょう。

⑤ 各企業の協力が重要

各企業が共に協力して人権尊重に取り組みましょう。なお、契約上の立場を利用して、取引先に対し一方的に過大な負担を負わせる形で人権尊重の取組を要求をした場合、下請代金支払遅延等防止法（下請法）や独占禁止法に抵触するおそれがあります。

ガイドラインの対象

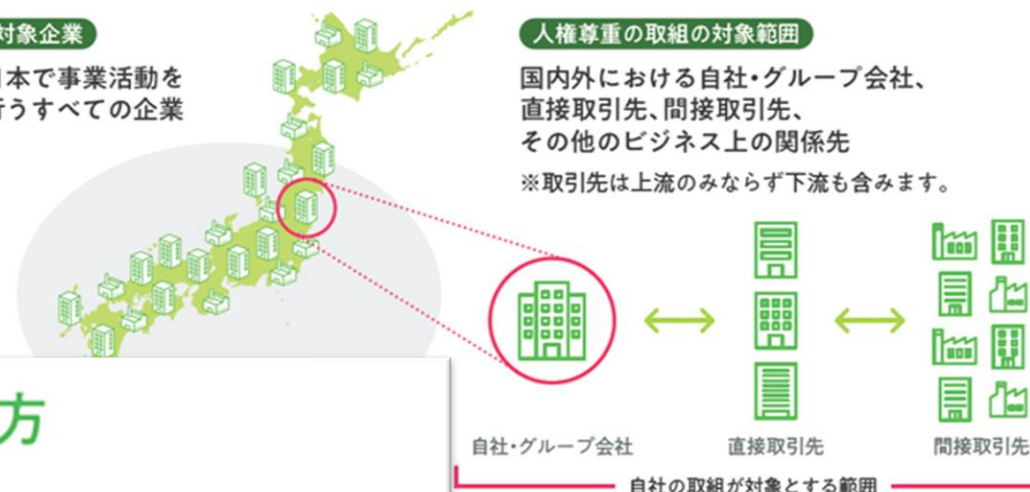
対象企業

日本で事業活動を行うすべての企業

人権尊重の取組の対象範囲

国内外における自社・グループ会社、
直接取引先、間接取引先、
その他のビジネス上の関係先

※取引先は上流のみならず下流も含まれます。



出典: 経済産業省ウェブページ

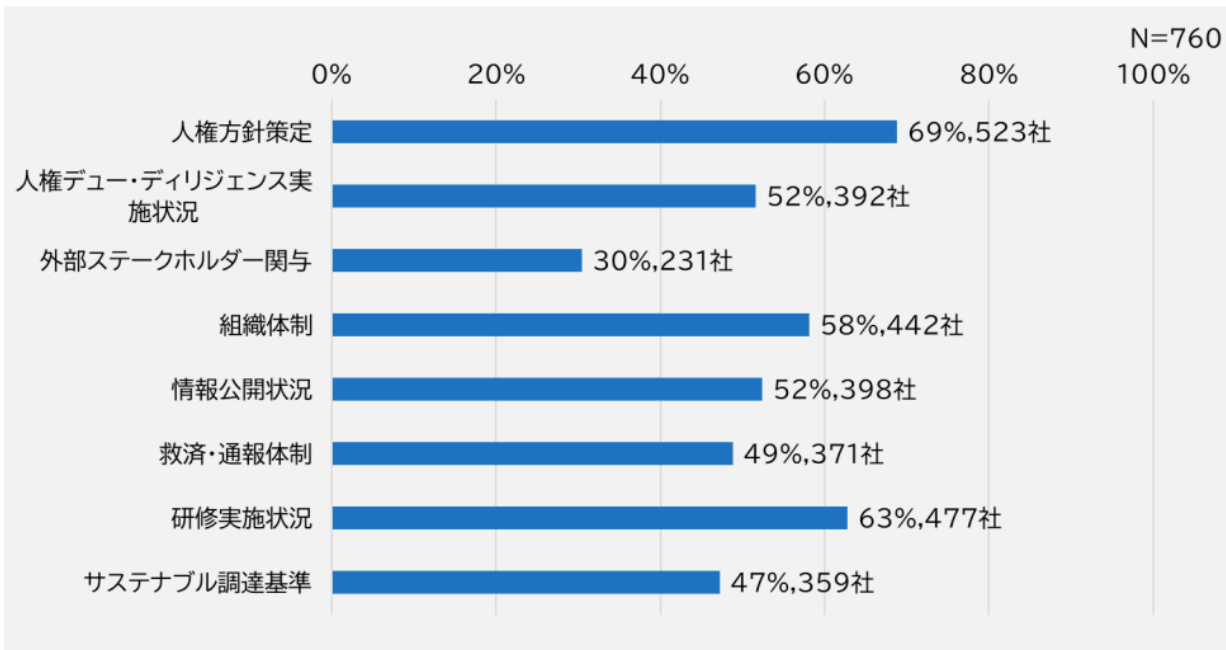
Q. 企業にどの程度浸透
しているか？

Q. 取組の効果は？

大規模企業を中心に、人権方針策定は約7割。 効果: 自社及びサプライチェーンのリスク低減、投資家評価など

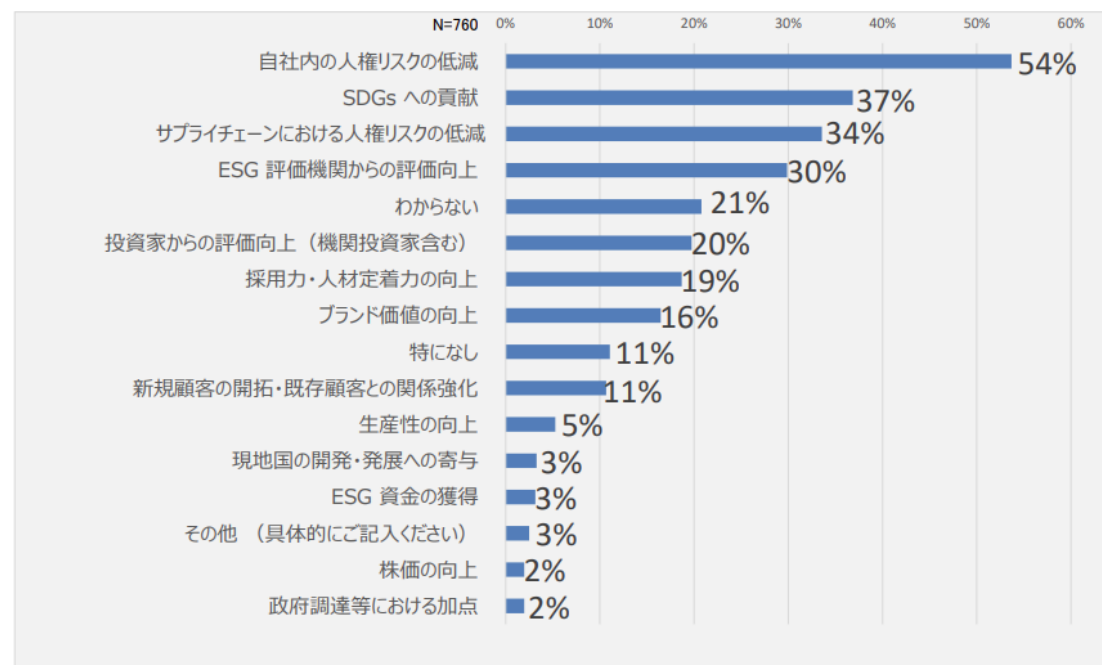
結果概要

- 回答した企業(760社)のうち、約7割が人権方針を策定し、5割強が人権デュー・ディリジェンスを実施。外部ステークホルダー関与は3割にとどまる。



人権を尊重する経営を実践した結果、得られた成果・効果

- 人権経営の成果として、最も多いのが自社内の人権リスク低減で、SDGsへの貢献、サプライチェーン上の人権リスク低減、ESG評価機関からの評価向上が続く。



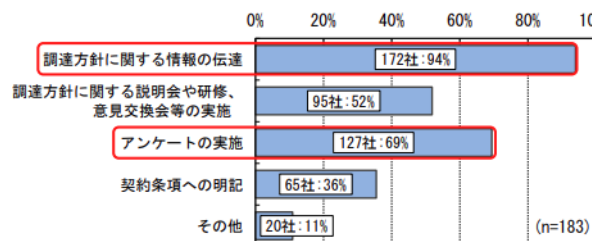
参照元：経団連「第3回企業行動憲章に関するアンケート結果」、2024
<https://www.keidanren.or.jp/policy/2024/005.html>

自社の調達方針に人権基準を組み込み、モニタリングする(中小は求められる) 個社の取組には限界があるため、政府・公的機関への要望がある

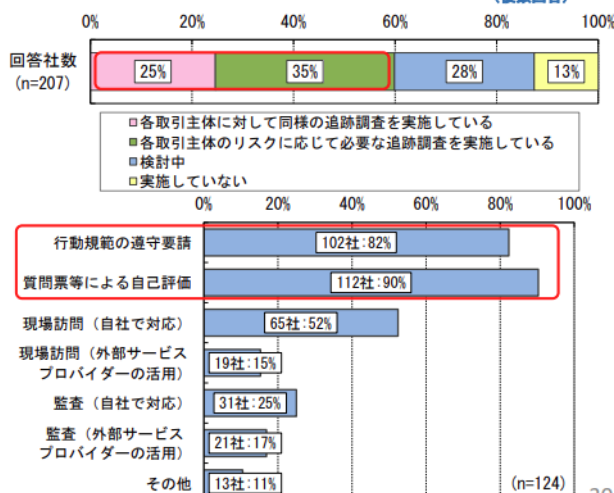
6. 取引先への働きかけ(指導原則に基づく取組を進めている(一部実施や実施予定を含む)企業への質問項目)

- ◇ 人権DDにおいては、取引関係を通じて、自社がどこまで影響力を行使できるかを特定し、人権への影響の深刻さ、取引関係の性質などを考慮しながら、働きかける必要がある。
- **自社の人権尊重の考え方や遵守すべき基準等について、回答企業の94%が調達方針の中で明確化。**調達方針を浸透させる取組としては、「情報の伝達」(94%)が最も多く、「アンケートの実施」(69%)、「説明会・研修・意見交換等の実施」(52%)と続く。
- **追跡調査の実施状況について、各取引主体に対して「リスクに応じて必要な追跡調査を実施」(35%)、「同様の追跡調査を実施」(25%)するなど、合わせて回答企業の60%が実施。**
- **追跡調査の方法としては、「質問票等による自己評価」(90%)、「行動規範の遵守要請」(82%)が多い。**

<調達方針を浸透させるための取組>(複数回答)



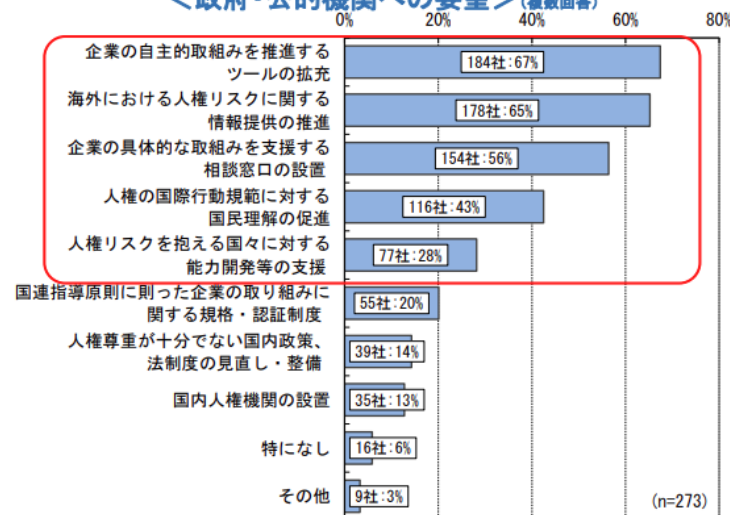
<追跡調査の実施状況および実施方法>(複数回答)



10. 政府・公的機関への要望

- ◇ 「指導原則」の第一の柱では、企業を含む第三者による人権侵害から保護する国家の義務が定められている。根本原因が途上国の構造的な問題にある場合など、一企業だけでは解決できない問題については、他企業や業界団体などと連携して、政府や国際機関に働きかけることも必要となる。
- 企業が人権を尊重する経営を実践するにあたって、**政府・公的機関に対する要望としては、「企業の自主的な取組を推進するツールの拡充」(67%)が最も多く、「海外における人権リスクに関する情報提供の推進」(65%)、「企業の具体的な取組を支援する相談窓口の設置」(56%)が続く。**また、「人権の国際行動規範に対する国民理解の促進」(43%)や「人権リスクを抱える国々に対する能力開発等の支援」(28%)も挙げられた。

<政府・公的機関への要望>(複数回答)



※「人権尊重が十分でない国内政策、法制度の見直し・整備」の具体的な内容としては、外国人技能実習制度などが挙げられている。

参照元: JETRO 日本企業の海外事業展開に関するアンケート調査、2024
<https://www.jetro.go.jp/world/reports/2024/01/d06df8fc5ec86c87.html>

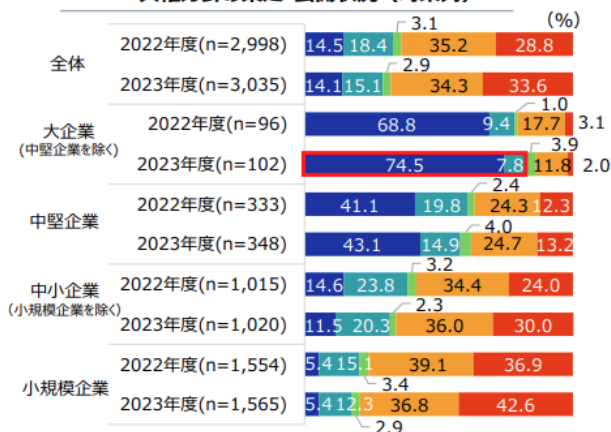
海外事業展開においても、調達先に対する要請と顧客からの要請がある取引関係を梃子に、人権尊重が働きかけられている

IV-4 人権への取り組み

1 大企業で人権方針策定・公表が前進も、企業規模で差開く

- 自社で人権尊重についての方針を策定している企業の割合は、**大企業（中堅企業を除く）で82.4%**。方針の策定・公開状況は企業規模による差が広がっている。
- 調達先に自社のサプライチェーンにおける人権方針への準拠を求めている企業は全体の14.5%となる一方、顧客から当該顧客の人権方針への準拠を求められている企業は全体の22.9%。

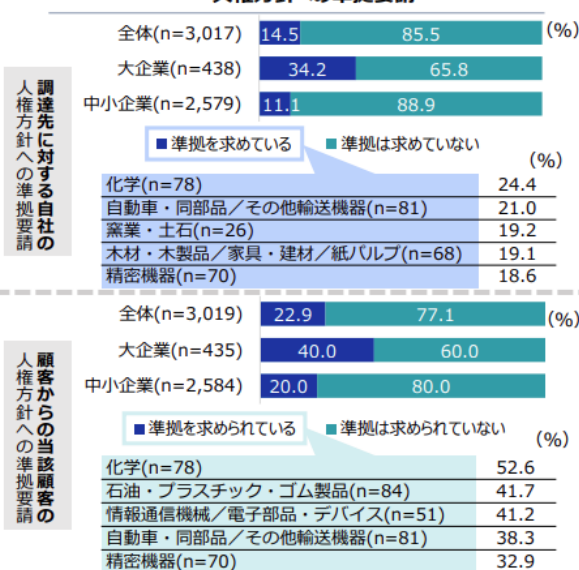
人権方針の策定・公開状況（時系列）



- 方針を策定し、外部向けに公開している
- 方針を策定しているが、外部向けには公開していない
- 方針を策定していないが、1年以内に策定予定
- 方針を策定していないが、将来的に（数年以内に）策定することを検討中
- 今後も方針を策定する予定はない

(注) nは「無回答」を除く企業数。

人権方針への準拠要請



(注) 「準拠を求めている」「準拠を求められている」それぞれ上位5業種を掲載。

nはいずれも「無回答」を除く企業数。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

IV-4 人権への取り組み

4 人権DD実施企業、取引先への働きかけや連携を進める

- 取引先との関係において行っているDDの取り組みとして、**人権・調達方針への準拠やリスク点検・実態調査、人権に関する内容の取引・契約関係への反映等**が多く挙げられた。
- その他、取引先も含む啓発・情報交換や取引先との良好な関係性の構築、労務環境の整備等も進む。

取引先との関係において行っている人権DDの具体的な取り組み（一部抜粋）

自社の人権・調達方針等への準拠を求める/取引先の方針に準拠

- 人権課題に対する方針の説明（電子部品・デバイス）
- CSR調達方針を説明し、同意書を得ている（電気機械）
- 取引先に対し、人権尊重に関する項目を含む購買ガイドラインを示し、人権への配慮を求めている（電気・ガス・水道）
- 自社・パートナー会社ともに、ハンドブックで「人権基本方針」を意識させている（一般機械）
- 顧客の人権方針に基づいた行動規範を社内周知し、すべての職場で順守できるよう啓蒙活動をしている（自動車部品）

取引先の人権リスクや人権への対応状況を把握

- サプライヤーアンケートを実施し、人権関係の取り組み状況等について確認（ゴム製品）
- サプライヤーに対しアンケートを行い、その結果リスクが高いと判断した場合は、訪問調査、是正協議を行っている（その他製造業）
- 調達先企業の実態把握のためのアンケート実施（商社・卸売）
- 定期的な取引先調査、視察の実施（医療品・化粧品）
- 生産拠点での労働環境の監査や質問書の提出（商社・卸売）

取引・契約関係への反映

- 契約書内へ人権尊重に対する条項を盛り込み締結（商社・卸売）
- 契約約款締結や個別契約締結時などに、取引先にコンプライアンス準拠を求めている（建設）
- 見積依頼書の取引条件の項目に、自社人権方針への賛同を前提とする旨記載（建設）
- フェアトレード等の精神に反しない生産環境を確立・実践している企業との取引に限定（電気機械）

その他

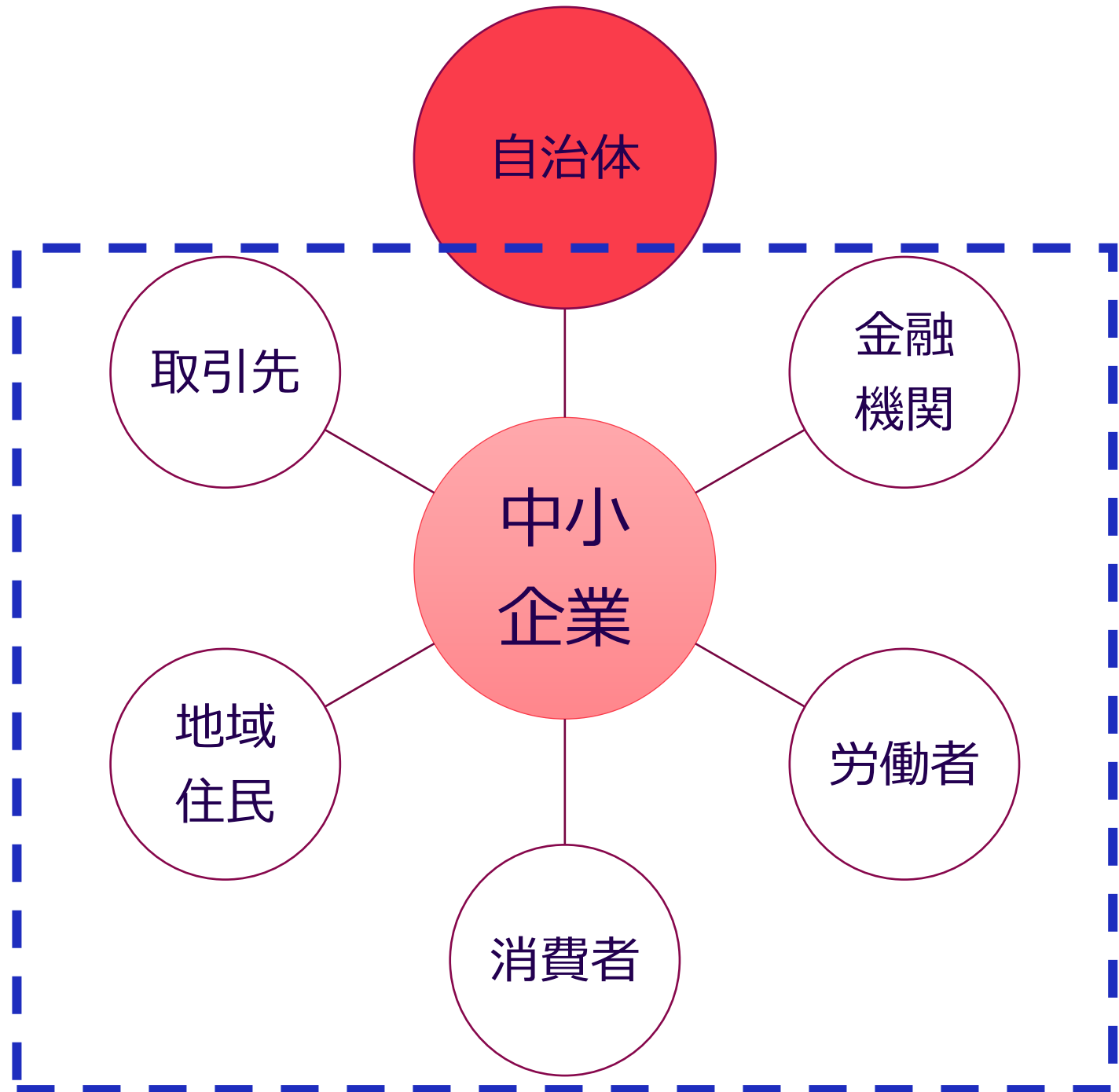
- 人権等に関する啓蒙、情報伝達（建設）/情報交換（化学）/定期的な相互確認（電子部品・デバイス）
- ビジネスパートナーと相互理解に基づく対等な関係を築く（建設）/タテコの関係ではなく、常にパートナーとして取引（繊維・織物）
- 適正な作業員の確保（運輸）/時間外労働の厳格化（繊維・織物）/短納期等の要請を行わない（繊維・織物）/生産者・輸送チェーンの経済的または労働環境を守るため、過度・強引な値引き、納期交渉には応じない（小売）

(注) 回答のあった529社のうち、「人権DDを実施している」と答えた企業（165社）の回答を一部抜粋。

Copyright © 2024 JETRO. All rights reserved.

■ 地方自治体の中小企業振興施策において...

- ・人権尊重に関する地域企業の困りごとに対処 & 低リスクで強靱なバリューチェーンをつくる
- ・効果はバリューチェーンを通じて地域社会経済に波及
- ・持続可能で包摂的な地域経済の成長促進



中小企業の事例(すでに存在する好事例を促進する)

【A社】

A社は、100名近い外国籍従業員が働く工場を運営。従業員の多様性を成長の強みにできるように、国籍や性別に関係なく管理者登用を行う、外国籍の職場リーダーが朝礼から各作業場巡回をして困りごとを聴き取り解決するという救済メカニズムを運用、出身国の国歌や歌を放送、作業工程を複数言語で図示して理解度と効率を向上、企業内日本語教育や職業訓練の実施などの取組を実施。2023年より人権方針を策定、人権DDを開始。ポジティブインパクト・ファイナンスも取得。

【B社】

B社は、日本と海外に工場を持つが、海外工場から日本の本社工場に1年研修渡航できるプログラムを整備し、帰国後は班長などの要職起用を行うことで、従業員の定着率向上と優秀な人材確保につなげている。研修帰国後の従業員が中間職に就き、日本のメーカー担当者や現地スタッフとそれぞれの言語でやり取りすることで効率的な工場運営を実現している。

【C社】

技能実習生を受け入れているC社は、実習生が企業内で孤立しないよう、経営者が日頃から声がけする、実習生と一緒に昼食をとる、四季のイベントで日本文化に共に接することなどで、各人の悩みなどについて相談し易い環境づくりをしている。また、祭りや盆踊りなどの行事に参加することで、地域住民との交流を図り、地域から孤立しないよう配慮している。自治体の中には、実習生と地域住民の交流を支援しているところがある。C社では、実習生の新規受け入れについて、帰国した実習生の紹介により同じ地域から採用が出き、親子2代で来日している実習生もいるなど、効果があった。

Q.自治体はどのように
企業の人権尊重を働き
かけられるか

経済産業省拠出プロジェクト(2025 - 27) 「中小企業の責任あるバリューチェーン促進に向けた環境整備」(FEE-RVC)

➤ 背景

- 責任ある企業行動(RBC)/人権尊重を求める企業外部環境は引き続き継続
- バリューチェーンを構成する中小企業にチャレンジがある
- 地域経済における産業振興施策や地域金融を通じて、RBCを促進するための環境整備を図る

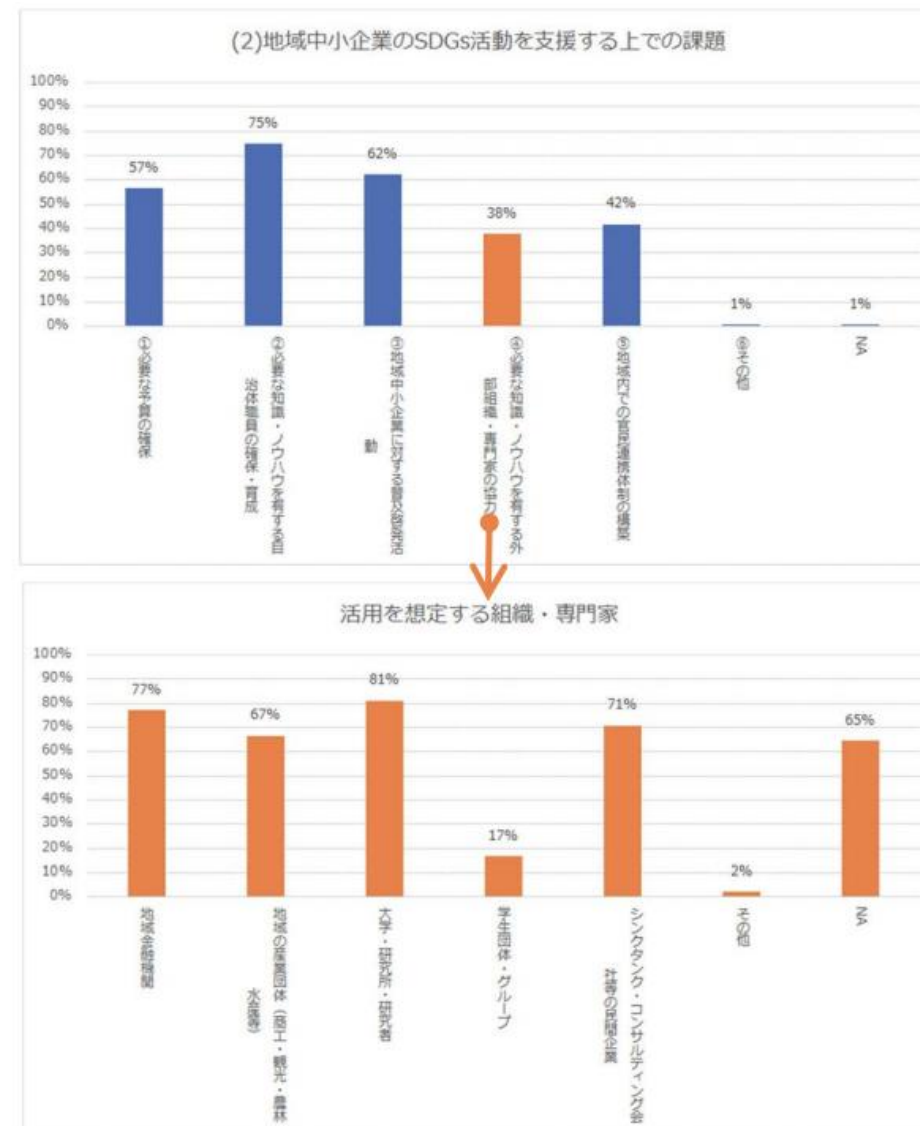
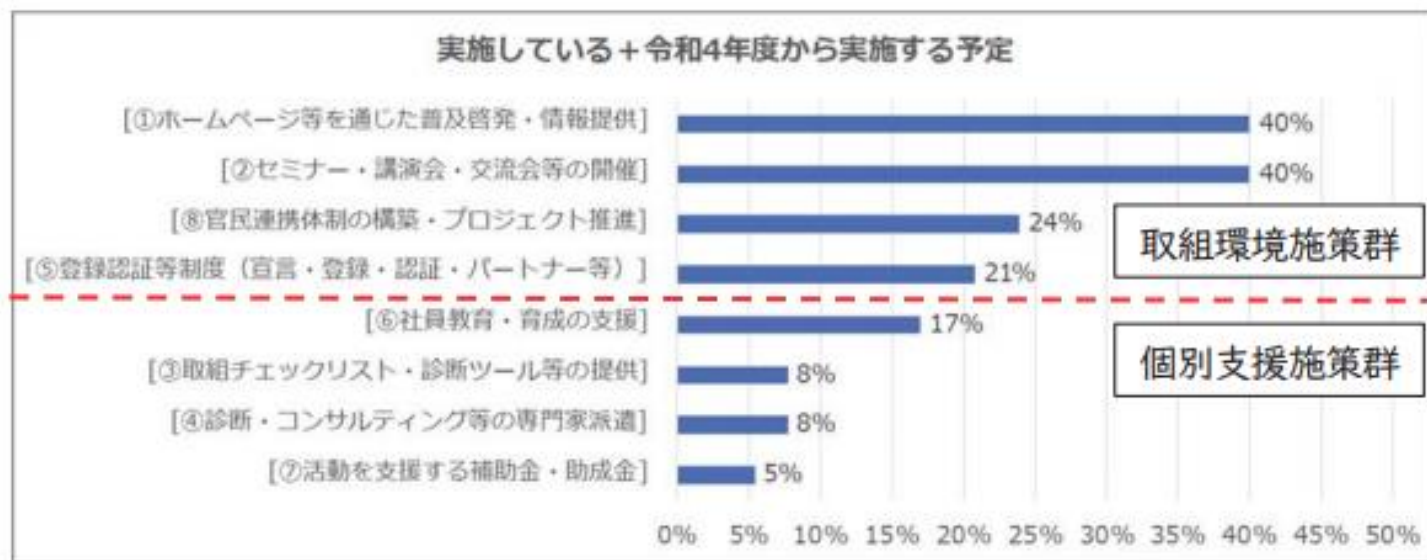
➤ 活動(一部)

- 地方自治体の産業振興施策を通じて中小企業のRBCを促進
 - パイロット事業(ワークショップ、事例発信等)
- 地方金融機関の責任ある投融資を通じて中小企業のRBCを促進
 - 地方金融機関向け研修
 - ポジティブインパクト・ファイナンスなど好事例発信



参考：地方自治体によるSDGs活動支援施策概要

地域の中小企業等を対象とした SDGs 活動支援施策に関する調査結果



参考事例①：島根県「しまね人権尊重のまちづくり推進事業」

https://www1.pref.shimane.lg.jp/life/jinken/jinken/koshi/jinkensontyou/jinkensontyou.html?utm_source=chatgpt.com

しまね人権尊重のまちづくり推進事業

すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するため、人権研修等に主体的に取り組む企業・団体等を募集しています。

研修の実施などを誓約していただいた企業・団体等を会員として登録し、県のホームページ等でその取組などを紹介するとともに、情報交換の促進や講師派遣等の支援を行います。

- ・ [チラシ](#) (PDF:922KB)
- ・ [実施要綱](#) (PDF:578KB) ・ [入会申込書](#) (Word:17KB) ・ [取組報告書](#) (Word:20KB)
- ・ [会員一覧](#) (PDF:632KB)

(1) 人権尊重のまちづくりのための取組報告書

- ・ [令和5年度](#) (Excel:27KB)

(2) 会員の取組を紹介します。

- ・ [石見銀山建設株式会社 \(大田市\)](#)
- ・ [株式会社ニッポー島根工場 \(奥出雲町\)](#)
- ・ [株式会社サンワ \(浜田市\)](#)
- ・ [石西地域人権を考える企業等連絡協議会 \(益田市・鹿足郡\)](#)
- ・ [浜田ビルメンテナンス株式会社 \(浜田市\)](#)
- ・ [公立大学法人島根県立大学 \(浜田市\)](#)

参考事例②：福知山市：市の発注業務における人権研修の実施

<https://www.city.fukuchiyama.lg.jp/soshiki/6/68634.html>

企業等における「人権研修の実施」について

市では、業務委託等の発注にあたって、「人権研修の実施」について、次の取組を行うこととしています。ご理解・ご協力をよろしくお願いします。

趣 旨

事業者による人権の取組をより一層推進するため、市が発注する業務において企業等における人権研修の実施を業務仕様書で定めることとしました。

国際的にも「人権尊重の観点」に立った事業活動を進めていくことが必要であり、また、人権尊重のまちづくりのためには、市・市民・事業者がともに力を合わせて取り組まなければならないということをご理解いただき、積極的に人権研修に取り組んでいただきますようお願いします。

【記入例】

人権研修実施報告書

業 務 名	〇〇第〇号 〇〇〇〇〇〇〇 業務
実 施 日 時	令和6年10月1日(火) 10:00 ~ 11:00
参 加 人 数	30 人
種 別 (あてはまる箇所に チェック)	☒ 同和問題(部落差別) ☐ 女性 ☐ 子ども ☐ 高齢者 ☐ 障害のある人 ☐ 外国籍の人 ☐ 感染症患者など ☐ 情報化社会 ☐ 性的マイノリティ ☐ 平和問題 ☐ 沖縄の人々 ☐ アイヌの人々 ☒ その他(公正採用について)
内 容 と 成 果	DVDを視聴し、部落差別に係る就職差別について話し合いを行い、公正採用、企業の実すべき役割、差別の解消について理解を深めることができた。

年 月 日
上記のとおり報告します。

事業者名

代表者名

所 管 課 (※発注課押印欄)			
課 長	課長補佐	係 長	係

参考事例③ 福山市「グリーンな企業プラットフォーム」 <https://sdgs.fukuyama-city.jp/green/>

About platform

グリーンな企業プラットフォームとは？

福山市には、高い技術で環境対策に取り組む企業、高齢者や障がいのある方の雇用、女性の活躍推進、働きやすい職場環境の整備など、社会や人にやさしい“グリーンな企業”が数多く存在しています。
こうした企業の取組を発信するとともに、交流や共同研究などを促進するプラットフォームを官民連携で構築し、企業の成長と人材確保につなげていきます。

グリーンな取組

3分野のように社会や人にやさしい取組を“グリーンな取組”と称します。



Place of learning

学びの場

セミナー・シンポジウム



Place of practice

実践の場

企業取組紹介

実践グループの取組紹介



About platform

支援の場

支援制度一覧

認定制度一覧

ここがグリーンなポイント！

- 若手人材の確保と定着に成功し、平均年齢30.4歳、10年間離職ゼロを達成
- 残業削減や有給取得の向上により、勤めやすい職場環境と円滑なコミュニケーションを実現
- 従業員からの提案をきっかけに新工場を建設し、従業員の業務意欲向上を狙う



女性の働く環境改善補助金のご案内

[シェアする](#) [X Post](#) [LINEで送る](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2025年4月1日更新

福山市内中小企業が実施する女性活躍推進を目的とした社内就業環境の改善に係る経費に対して補助金を交付する制度です。

[女性の働く環境改善補助金交付要綱 \[PDFファイル/160KB\]](#)

[要綱別表 \[PDFファイル/65KB\]](#)

ふくやまワーク・ライフ・バランス認定制度

[シェアする](#) [X Post](#) [LINEで送る](#) [印刷用ページを表示する](#) 掲載日：2025年6月30日更新

制度概要

男女が働きながら「仕事と家庭の両立」を実現するための支援に、積極的に取り組んでいる企業を認定するものです。

認定対象

福山市内に事業所がある企業（公益法人、NPO法人、個人事業主を含む）

[現在の認定事業者](#)

認定基準

子育て支援・男女共同参画・働き方改革などに積極的に取り組む事業者を認定します。
次のような項目について基準を満たす場合、認定します。
各項目や配点については申請書類をご確認ください。

※2020年（令和2年）4月1日認定分から、基準表が新しくなりました。
※2024年（令和6年）4月1日認定分から、基準表の働き方改革の項目を一部変更しています。

[実績が認められた事業者](#)

参考事例④：川崎市SDGs経営支援

<https://www.city.kawasaki.jp/280/cmsfiles/contents/0000155/155184/P08.pdf>

川崎市のSDGsサポート施策

無料で専門家に相談できる SDGs経営に役に立つ！川崎市の無料サポート

川崎市産業振興財団 ワンデイ・コンサルティング

経営改善の支援を行う短期の訪問コンサルティングとして、適切な登録専門家を無料で派遣します。
※Zoom、電話でのご相談も承っております。

経営相談

時間
1回2時間程度、最大3回まで

相談事例

- SDGs経営の取組方法
- 新製品開発のための技術指導、販路開拓
- ホームページ作成、広告宣伝、チラシの改善
- ビジネスプランづくり、補助金申請アドバイス
- 資金繰り改善アドバイス

申込方法

申込書に必要事項をご記入のうえ、下記あてにFAXまたはE-mailしてください。
※通年募集ですが、申込多数の場合に締め切ることがあります。
FAX：044-548-4151
E-mail：oneday@kawasaki-net.ne.jp

対象

川崎市内に事業所がある中小企業者、又は、川崎市内で創業される計画をお持ちの方で、次のいずれかに該当する方

- 中小企業者及び商店街または工業団地等の中小企業団体
- その他、これに準ずるもの

申込書のダウンロードはこちら

公式サイト
<https://www.kawasaki-net.ne.jp/consulting.html>

川崎市 ワンデイコンサルティング **検索**

川崎市内でSDGs経営を始めるなら、まずはこれ！

かわさきSDGsパートナー制度
川崎市のSDGs登録・認証制度

登録
SDGsに取り組むことを宣言
SDGsパートナー

認証
SDGsの取組を評価し今後の目標を設定
SDGsゴールドパートナー

利用できる施策

- 「かわさきSDGs大賞」
優れた取組を表彰・PR
受賞者の取組に対して、行政の各種広報媒体やイベント・セミナー等によりPRを行います。
- 「川崎市SDGsプラットフォーム分科会」
パートナー同士の自主的な活動を支援
パートナーの提案による自主活動を「分科会」活動の中で行政の支援を受けながら進めることができます。

※パートナーになると、ほかにも補助金やセミナーなど様々な活用制度やお得情報があります。

申請方法など詳細はこちら

脱炭素化の取組や支援メニューを紹介！「川崎市脱炭素化取組ガイドブック」

経営課題の解決策となる脱炭素化の取組や、市内中小企業の実際の取組事例、脱炭素化に取り組むうえで活用できる国や神奈川県、川崎市の支援メニューを紹介しています。

ガイドブックはこちら

ご相談・お問合せ
川崎市経済労働局イノベーション推進部
TEL：044-200-2335
E-mail：28ecotech@city.kawasaki.jp

発行：令和6年（2024年）2月



©ILO

連絡先:

ILO駐日事務所
プロジェクトコーディネーター

田 中 竜 介

中小企業の責任あるバリューチェーン促進に向けた環境整備（FEE-RVC）プロジェクト

Email : tanaka@ilo.org

Tel: 03-5467-2701

Thank you.